



入会者には、もれなく東京ディズニーリゾートが割引になる会員証と割引券(1,000円)をプレゼント中!!

青色申告の特典で節税を!



所得金額 **約300万円** の方で

青色専従者給与

+

青色申告特別控除**65万円**

=

約12万円
の節税に!!

青色専従者(100万円)と専従者控除の差14万円+青色申告特別控除の適用差65万円=計79万円で、所得税(5%) + 住民税(10%) = 計118,500円 この他にも事業税などが節税になります。

※上記の計算は、白色申告との比較で、青色申告特別控除65万円の要件に該当している場合の例です。(平成23年10月現在)

面倒な記帳も、パソコンで簡単入力!



青色申告特別控除

最高65万円の所得控除
(所得金額が限度となります。)

65万円控除

事業所得者や、一定規模以上の不動産所得者が、複式簿記で記帳し、期限内に損益計算書と貸借対照表を確定申告書に添付して提出したとき。

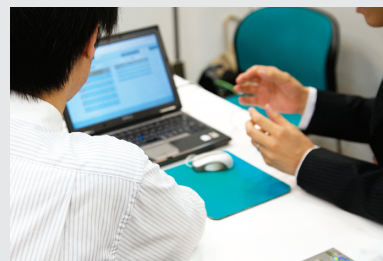
10万円控除

取引を簡易帳簿で記帳したときや、小規模な不動産所得者など。

当会では…

日本で一番売れている会計ソフト「弥生会計」や「やよいの青色申告」の導入から決算まで、マンツーマンでご指導いたします。

※パソコン操作に不安がある方や、簿記が分からない方も、どうぞお気軽にご相談ください。



青色申告特別控除もラクラク!